

組合各位

岡山県中小企業団体中央会
会長 晝田 眞三

組合の事務手続きに関するご連絡

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、組合の事務手続きにつきまして、下記の通りご連絡させていただきます。ご不明な点等がございましたら、岡山県中小企業団体中央会組織支援課までお問合せ下さい。

記

1. 定款変更認可申請の書式の変更について

このたび岡山県より、総会議事録により定款変更の内容が確認できない場合がある旨指摘がありましたので、次のとおり記載方法を変更することとなりました。定款変更を行う際は、事前に当会までご相談いただけますと申請がスムーズに進みますのでぜひご連絡ください。

【総会議事録に具体的な変更内容を記載しない場合 → 議案を添付】

●提出書類

- ①定款変更認可申請書鑑
- ②定款変更理由書
- ③定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
- ④総会議事録

※総会議事録記載例

第 5 号議案 定款変更に関する件

議長本件を提案、原案について、事務局をして朗読、説明させたのち、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

⑤総会議案

※総会議案記載例（総会議事録のうち、定款変更について記載したページのみで可）

第 5 号議案 定款変更に関する件

新条文	旧条文
(役員の定数等) 第 24 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 6人以上8人以内 (2) 監事 1人又は2人	(役員の定数等) 第 24 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 5人又は6人 (2) 監事 1人又は2人

【総会議事録に具体的な変更内容を記載する場合】

●提出書類

- ①定款変更認可申請書鑑
- ②定款変更理由書
- ③定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
- ④総会議事録

※総会議事録記載例（その 1）：文章内に変更内容を記載

第 5 号議案 定款変更に関する件

議長本件を提案、第 24 条（役員の定数等）のうち、理事の定数を「5 人又は 6 人以内」から「6 人以上 8 人以内」に変更する旨、事務局をして朗読、説明させたのち、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

※総会議事録記載例（その 2）：新旧対照表を挿入

第 5 号議案 定款変更に関する件

議長本件を提案、下記のとおり定款変更を行うことについて、事務局をして朗読、説明させたのち、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

新条文	旧条文
(役員の定数等) 第 24 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 6人以上8人以内 (2) 監事 1人又は2人	(役員の定数等) 第 24 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 5人又は6人 (2) 監事 1人又は2人

2. 決算関係書類の提出・役員変更届における、紙媒体での提出について

岡山県に決算関係書類の提出・役員変更届を届け出る際、当会を通して提出をいただいております。令和2年からはデータでの提出が可能となっています。

※岡山県中央会 HP (www.okachu.or.jp) のトップページ中段の下記ボタンよりデータで提出いただけます。

※岡山県庁以外の所管行政庁に提出する場合は、従前の通り、各省庁に直接郵送でご提出ください。

決算関係書類等提出用Webフォーム

従来通り、紙媒体で提出いただくことも可能となっていますが、その場合、岡山県には当会でスキャンしたものを提出しているため、従来のように届出書類2部セットの提出は不要となっています。その他、皆様に提出いただいている書類のなかで、下記のとおり省略可能な事項がありますので、良ければご参照ください。

項目	省略可能な内容
提出部数	1部
袋とじ・ホッチキス	いずれも不要
鑑の押印	押印不要
総会議事録	原本証明不要（普通のコピーで可） ※組合定款によっては議事録の記名押印自体省略可
理事会議事録	原本証明不要（普通のコピーで可）

3. 本件に関する問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 組織支援課 TEL：086-224-2245